

【会議記録 - 平成29年11月29日 - 2017001129 - 3 - 議会改革検討会議】

開催日 平成29年11月29日（水）

開催場所 議会中会議室

開催時間 15時17分～15時33分

出席議員 出席者数 9人のうち9人出席

桐生座長

国松、山口、芥川、作山、青山、渡辺、飯田、君嶋の各委員

1 開会

2 議事

次の議題について協議した。

- ・地方自治法の一部改正（議選監査委員関係）について
- ・特別委員会のあり方について

（桐生座長）

本日は、お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

ただ今から議会改革検討会議を開会します。それでは、協議に入ります。

本日の議題の1は、「地方自治法の一部改正(議選監査委員関係)について」でございます。

前回までの当会議におきまして、地方自治法改正に伴う監査委員の規定の変更の概要及びその経緯、また、監査委員から聞き取った意見について議会局より説明を受けたところであります。

それらを受けた当会議での協議を踏まえ、現行制度継続の是非について、各会派での検討を依頼したところであります。

そこで、各会派のご意見を伺いたいと思います。どうぞ、ご発言ください。

（国松委員）

自民党でございます。

議選監査委員について、我が会派において議論を重ねたところあります。

その結果について、ご報告いたします。

まず、議会選出監査委員の存廃についてであります。このことにつきましては、実効性ある監査を行うために必要という考え方で、導入されたものであります。

議選監査委員経験者及び代表監査委員へのヒアリングにおいての、「議員は政策の妥当性という観点についての意識を持っている」という意見や、「監査の実効性を上げていくためには、議会との連携が大変重要である。」という意見など、適切なものであると考えております。

また、議会の監視機能をより有効に発揮させるためにも必要であると考えます。

こうしたことから、本県においては、これまで選出された議選監査委員は、監査の実効性を高める意味での役割は十分果たしてきたと考えております。

したがって、我が会派としては、引き続き、議会からも監査委員を選出することがふさわしいとの結論に至りました。

併せて、議会から、選出すべき監査委員の数であります。監査委員全体の中での数

のバランスや、現在の監査執行体制なども踏まえ、特に変更すべきとは思われませんので、現行どおり2名を選出すべきであるとの結論に至りました。

以上のとおりを意見として申し述べます。

(作山委員)

かながわ民進党です。

監査委員制度については、我が会派においても議論を重ねてまいりました。

その結果について、ご報告いたします。

まず、議会選出監査委員の継続か否かについてでございますが、議選監査委員経験者のヒアリング結果にありました、「広い視野で、県政全般に渡って関わりのある議員が監査に携わることに意味がある」という意見のように、議選監査委員がいることが、より多角的な視点での指摘が監査において可能になると考えています。

従いまして、我が会派といたしましても、引き続き、議会からも監査委員を選出することがふさわしいとの結論に至りました。

また、人数につきましても、識見監査委員と議選監査委員とが適切に配置されていると考えておりますので、現行どおり2名を選出すべきであるとの結論に至りました。

以上のとおりを意見として申し述べます。

(渡辺委員)

公明党といたしましても、監査委員制度に関する地方自治法改正について、議論を重ねてきたところであります。その結果について、ご報告いたします。

まず、議会選出監査委員の存廃についてであります。議選監査委員経験議員の意見において、「県民目線の視点が必要である」、また「議員は県民から選ばれており、専門家と異なる目線を持っている」という意見や、「規模の大きな自治体は、首長の目が行き届かない対象もあり、議員がチェック機能を果たすことが重要である」という意見がございました。大変納得いく意見でございます。

従いまして、我が会派といたしましても、引き続き、議会からも監査委員を選出することがふさわしいとの結論に至ったところでございます。

また、人数につきましても、現在の監査執行体制を踏まえて、特に変更すべきとは思われませんので、現行どおり、2名を選出すべきという結論に至ったところでございます。

(飯田委員)

我が会派につきましても、この間議論を行ってきました。

議選監査委員の経験者及び代表監査委員へのヒアリングにおける、「識見監査委員とはまた違った観点からの、政治活動をもとにした意見は非常に参考になる」という意見など、もっともなものであります。

併せて、議会から、選出すべき監査委員の数であります。監査委員全体の中での数のバランスや、現在の監査執行体制なども踏まえて、特に変更すべきとは思われませんので、現行どおり2名を選出すべきであると考えております。以上です。

(君嶋委員)

私どもも、今まで各会派の方から出されたように、議員監査委員の有意性を認めております。

ただし、一方で出されている幾つかの懸念についても、それなりに傾聴すべき点もあ

ると考えています。今後、人数ですとか第31次地方制度調査会答申におけるあり方に関するところで、「議選監査委員を置かないことも選択肢として設けるべきである」ということについては、まだ検討の余地があるかと思っております。ただ実践的な問題も含めて、全て排除すべきという結論に、まだ至っておりませんので、今の形を維持したまま検討するということもありうると思っております。

(桐生座長)

人数は、現行どおりの考えでよろしいということでしょうか。

(君嶋委員)

変更の余地はあると思っているが、当面は今までどおりでよろしいかと思います。

(桐生座長)

ただいま、各会派の意見をお伺いいたしましたが、監査委員を議会から選出することについては、実効性の観点など様々な観点から、必要であるとの意見、また、その数については、監査委員全体の中でのバランスなども踏まえ、妥当であるとの意見など、概ね、同様の意見であったと思しますので、確認させていただきます。

監査委員については、引き続き、議会からも選出すること、またその人数については、現行と同様2人のままとすること、以上について、当会議として確認することとして、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(桐生座長)

それでは、このことにつきましては、改めて、次回、報告書案の形で、皆さまにご提示し、ご確認いただきたいと考えておりますので、各会派ともよろしく願いたいと思います。

(桐生座長)

次に、議題の2「特別委員会のあり方について」でございます。

これにつきましては、前回の当会議において協議を効率的に行うため、本職において、各会派のご意見を踏まえ、特別委員会のあり方についての検討案のたたき台を作成し、皆様にご提示し、改めて、ご協議いただきたい旨、お伝えしたところであります。

そこで、お手元の資料により、議会局に説明させます。

議事課長より資料を説明。

(桐生座長)

それでは、これについて、何かありましたら、どうぞ。

(国松委員)

ただいま座長より検討案が提示されましたが、一部検討をお願いしたい箇所がございます。

神奈川県議会基本条例の第9条に、県議会は議員間討議等の方法により、活発な議論が行われるよう適切な運営を行う旨の規定がございます。今回、特別委員会のあり方を

検討するに当たり、我が会派として、こうした観点が不足していたと認識しております。  
そこで1点提案をさせていただきたいと思います。

内容といたしましてはウの審査・調査について、参考人制度などを活用するというところに、委員間討議の方法により、活発な議論を行うよう努めるという形で、委員間討議の観点を追加してはいかがかと提案させていただきます。

(桐生座長)

はい、ご苦労様です。他にありましたら、どうぞ。

(君嶋委員)

イの設置数・構成について、4委員会というのを否定するわけではないのですが、4つに拘らずに、状況、時期によって必要なものを、必要な数を定めるというふうに考えてはどうかと思います。

(桐生座長)

はい、他に意見がある方はどうぞ。

(特になし)

(桐生座長)

ただいま、自民党、共産党から意見があったところでございます。

本職としては、特別委員会のあり方については、概ね、各会派の意見はある程度、出尽くしたのではないかと考えております。

そこで、ただいまの各会派のご意見を踏まえ、本職においてとりまとめ、次回、報告書案の形で、皆様にご提示し、ご確認いただきたいと思いますと考えておりますので、各会派ともよろしく願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。それでは、次回の議会改革検討会議は、12月8日金曜日、付託日に開催いたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、開催時間につきましては、調整の上、改めてお伝えいたしますので、併せてよろしく願いいたします。

それでは、議会改革検討会議を終了いたします。ご苦労様でした。

以 上